

令和6年皆野町農業委員会第6回定例総会議事録

1. 開催期日 令和6年6月25日(火)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：12人・欠席者：2人

推進委員：出席者：4人・欠席者：1人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	齊藤三恵子	出席	11	小池幹夫	出席
2	野澤辰雄	出席	12	横田和子	出席
3	東光義	出席	13	高橋健一	出席
4	大濱英一	出席	14	長島徳治	欠席
5	浅見寿太郎	出席	皆野	丸山眞守	出席
6	四方田順造	出席	国神	柴崎孝夫	出席
7	葦原義人	出席	金沢	田中輝雄	欠席
8	新井義虎	出席	日野沢	山本丈示	出席
9	武内初代	出席	三沢	田島一男	出席
10	四方田克己	欠席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について

1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

4件

議案第3号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

1件

8. 事務局 三橋博臣、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長  
あいさつ

皆さん、こんにちは。先日ジャガイモの栽培体験、収穫だったわけですが、おいでいただきまして、また暑い中を頑張ってくださいまして、ありがとうございます。参加した方々、話を聞いたとお喜びで帰られたようですので、また来年もやらなくてはなというふうに思っているところです。それ以上にここ2日ばかり暑い日になっています。暑いというか、蒸し暑い日になっています。体調には十分気をつけていただいて、それぞれのお立場でご活躍をいただければと思います。

今日は、職務代理、長島さん、欠席のようですので、1つ飛ばしていただくということになりましたが、特に大きな問題はないかと思いますが、ご協力いただきましてスムーズに進行できますようによろしくをお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。

それでは、次第3の議案に入ります。

議案につきましては、農業委員会会議規則第4条により、議長を浅見会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

浅見会長

それでは、しばらくの間進行させていただきます。着座で失礼をいたします。

ただいまの出席委員数は16名です。

定足数に達しておりますので、これより令和6年皆野町農業委員会第6回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、10番、四方田克己委員、14番、長島徳治委員、金沢区域担当、田中輝雄委員の3名でございます。

次に、議事録署名人に、

皆野区域担当、丸山眞守委員

国神区域担当、柴崎孝夫委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

皆野区域担当、丸山眞守委員

国神区域担当、柴崎孝夫委員をお願いをいたします。

それでは、議案のほうに入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1件を議題といたします。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。お願いします。

事務局

着座にて失礼いたします。すみません。私のほうから議案に入る前に、1点ご報告させていただきます。

前回の農業委員会の総会の際に、〇〇〇〇の牧草地を使って〇〇〇、〇〇〇〇さんの案件が何件かあったかと思えます。そちらの進達後について、ちょっと私のほうからご説明させていただきます。皆野町農業委員会では農振農用地ということで、町の農振に指定を受けていたことから農地とみなし、審議いただきまして、県のほうに進達させていただいたところではあったのですが、県のほうは地目がもともと山林原野で農地でないということと、現況からも山林原野の様相を呈しているということで、農地転用不要ということで戻ってまいりましたので、ちょっとこちらと相手方のほうと認識に差がありまして、こちらは台帳上といいますか、ちゃんと町の農振ということで農地という扱いということで地番が載っていたものですから、進達をしたのですが、それが載っているとこちらもお示ししたのですが、県としてはそれでも不要ということで返ってきまして、ですので〇〇〇〇さんの案件4件につきましては戻しということで返ってきまして、ここでちょっとご報告をさせていただきます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として地区担当の11番、小池幹夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。

11番  
小池委員

6月の18日、推進委員の柴崎さん、事務局の井上さんと現況確認に行ってまいりました。現地ですけれども、6ページの位置図を参考にしてください。上側が、〇〇の信号になります。〇〇〇〇のところから、下側が〇〇方面に行く県道となります。右側は〇〇〇〇、昔は〇〇〇〇なんていったお寺さんがある反対側のほうです。先ほど事務局からも説明があったように、隣接する土地に宅地の転用も出ているようなのですけれども、今回農地の譲渡で出ているのは579平米とちょっと広いのですけれども、今度農地を譲り受ける方が農業関係もないよ、農具もないよという方で、本当できるのかなと若干のあれはありますけれども、今の畑が耕作放棄地に近いような感じになってい

るので、どなたかがやっていただける、この計画にありますように、何か作物を作っていただくという計画もあるようですので、問題はないかというふうに思いますので、ご審議をお願いいたします。

以上です。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。その前に、農地利用最適化推進委員として国神区域担当の柴崎委員も現地確認に同行していると思いますが、本件に対する意見ございましたら、先にお願ひいたします。

国神区域担当  
柴崎委員

小池委員が言っていましたが、耕作放棄地にも近くなっているのです、それを解消するためには誰かにやっていただいたほうがいいかと思ひます。

以上です。

浅見会長

それでは、本件に対する質疑を行いたいと思ひます。質疑ございましたらよろしくお願ひいたします。

1 2 番  
横田委員

3 ページの (3) で農作業に従事する者のところで、①のところで同居する実父から習ひ、同居をお父さんとするということですか。

事務局

こちらの申請につきましては、親御さんと同居予定となっております、親御さんに手伝ってもらわないのですかというふうに確認はしたのですけれども、言い方はあれですが、口は出すけれども、ちょっと自分も高齢なので、そっちの作業はできないというので、そういうので教えてもらいながらというような内容で聞いております。

1 2 番  
横田委員

全然道具もないというのですけれども、お父さんというか、そちらから借りて何かやるというのではなくて。

事務局

農業経験自体は、親御さんのほうは少しあるような話なのです。なので、その人に教わりながら。ただ、今回につきましては当面何か新たに器具、耕運機だったりとかというのは購入の予定はないということです。

浅見会長

ほかに何かございますか。特にはございませんか。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

ちょっと先ほどからも話が出たように、心配な部分もありますけれども、追々何とか頑張ってやっていただくように期待をしたいなと思いつながら、質疑が特にございませんので、採決のほうをしたいと思つます。

本件は農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移転に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よつて、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。

それでは、続いて議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、4件を議題といたします。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として地区担当の11番、小池幹夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。

11番  
小池委員

こちら先ほどの案件と同じ、6月18日に事務局の井上さんと一緒に現況確認をしてまいりました。

現地ですけれども、9ページの地図を参照していただきたいのですが、〇〇の信号を〇〇〇〇方面に向かいまして400メートルぐらいですか、行って、〇〇〇〇という会社がありまして、その手前で県道〇〇〇線の一番狭くて危険な箇所になっているようなところですか。そこの左側になります。先ほど事務局から、井上さんのほうも説明ありましたが、前の所有者、〇〇〇〇さんの前の〇〇〇〇さんのお父さんですか、使っているときに、2区画分、今住宅が建っているのが、10ページの地図で見ていただくと〇〇〇番地〇なので、〇〇〇番〇も実際には駐車場として使われたということ、県道が狭いもので、多分車のUターンとか、〇〇〇番地〇ではできなくて、〇〇〇番〇も名目は畑になっていますけれども、実際には駐車場として、物置として使われたということ。それで、今度新たに

購入された方が駐車場とか物置にまた新たに使用したいよと正規の申請をしているのかと思いますので、現状と実際の使い勝手からしても転用もやむを得ないのかなというふうに考えます。

以上です。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。何か質疑ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。本件は許可相当の意見を付して、県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。  
続いて、番号2について審議します。  
事務局に議案の朗読、説明をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として、地区担当の10番、四方田克己委員が欠席でございますので、同行した事務局に対象農地の状況について説明を求めます。

事務局

そうしましたら、四方田委員が本日欠席になりますので、私のほうから説明をさせていただきます。6月17日に四方田委員と現地のほうを見てまいりました。場所につきましては、国道〇〇〇号線、〇〇〇〇がございました場所のすぐ隣に〇〇〇〇さん、今もう既に営業をやられている〇〇〇〇さんがいます。そこから〇〇側に隣接している土地が申請地となります。〇〇〇〇から大体150メートルぐらいの場所になります。

現在の状況につきましては、本日添付しました写真にあるとおり、栽培等はされていないのですが、ある程度の管理はされているような状況でございました。その際に四方田委員とも少し話をしましたが、

この案件につきましては3,275㎡ということでかなり面積も大きい案件になりますので、いろいろな他法令がかかっております。農地法につきましても、この後通常であれば県に進達をして許可になるのですが、常設審議委員会ということで意見を諮問する機関がございますので、そちらにかける案件になります。ですので、よりという言い方もあれなのですが、他法令等も確認をしておるところでございます。町の開発の事前協議につきましてももう済んでおります。その他、県の盛土、今回少し土を盛りますので、盛土等の手続につきましても今取っているということで聞いております。あわせて、運送業になりますので、運輸局の届出の関係の変更等も必要になります。その辺につきましても、事前に相談を始めておりました。取得して、今回新たに車も購入するという聞いておりますので、そういったものが済み次第、また再度手続をするということで、手続につきましても同時に進めているというふうに聞いております。

現地を見た結果につきましては、そういったものも進めていることであれば、特に問題もないだろうということで四方田委員からも話をいただいておりますので、この場で代わって私のほうで説明をさせていただきます。

私のほうからは以上となります。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行いたいと思います。質疑がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

ちょっと面積広かったりで、いろんな手続のほうもまだ進める部分が残っているようですけれども、先ほど説明していただいたとおりなのですが、それを踏まえていただいても。特になければ、よろしければ次に移りたいと思います。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手を願います。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して、県知事宛て進達することに決定いたしました。

続いて、番号3について審議します。  
事務局に議案の朗読、説明をさせます。お願いします。

事務局 (事務局朗読)

浅見会長 農業委員として地区担当の11番、小池幹夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。小池委員、お願いします。

11番 小池委員 最初の議案1号、番号1で出てきた、そこと関係するところなのですけれども、6月18日に事務局、井上さんと現地調査をしてまいりました。19ページの地図を見てほしいのですけれども、宅地を造るのは県道に面下側、畑の所有権移転になるのはその南側ということで、住宅の建設予定地は、北側は県道、南側は自宅の農地ということで、近隣の農地に対する影響というのはないかというふうに考えます。面積も広いようですけれども、問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

浅見会長 それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

出席委員 (なしの声あり)

浅見会長 それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。  
本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員 (委員の挙手)

浅見会長 挙手委員が多数と認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。  
続いて、番号4について審議します。  
事務局に議案の朗読、説明をさせます。お願いします。

事務局 (事務局朗読)

浅見会長 農業委員として地区担当の3番、東光義委員に対象農地の状況について説明を求めます。

3番  
東委員

18日の日のこの申請地を見に行きました。それは、町道と22日に〇〇〇〇でお世話になった挟まれた間の畑になります。北のほうは、農業委員でご苦労いただいている〇〇〇〇さんが野菜を作っております。畑と町道と、あと前に〇〇〇〇さんという自宅がありますけれども、平屋の家で日照等は問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。  
本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。  
続いて、議案第3号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、1件を議題といたします。  
番号1について審議します。  
事務局に議案の朗読、説明をさせます。お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

申出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。  
議案書と判断資料として配付された資料ナンバー1を参考に、14番、長島徳治委員は本日欠席ですので、同行した事務局に対象農地の状況について説明を求めます。お願いします。

事務局

こちらにつきまして、私のほうから説明をさせていただきます。  
こちらのほう、長島委員と現地確認、17日の日に行ってまいりました。場所につきましては、有料道路の〇〇〇〇のほうから〇〇のほうに進んでいきますと、昔〇〇〇〇という民宿がありました場所になります。その先の道向かいの奥のほうといたしますか、山側のところが

申請地となっております。現況につきましては、本日お手元に配付しました資料ナンバー1にありますとおり、竹等も侵入してきているような状況になります。山との境のようなところになります。長島徳治委員とも現地を見てきたのですが、非農地でやむなしということで判断してまいりました。事務局のほうからは以上となります。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、採決をいたします。  
〇〇〇〇氏から申出のあった農地について、非農地と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、本件は農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、非農地と判断することに決定いたしました。  
なお、議案第3号は非農地と判断した土地所有者に非農地通知書、関係機関に一覧表を送付することになります。  
以上で審議いただき議案は全て終了いたしました。ご協力いただきましてありがとうございました。